

総長が特に命じる事務を担当する課長を企画部に置く件

- 第1 企画部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第15条第1項の規定に基づき、次期中期計画の策定及びこれに関連する事項を処理させるため、中期計画等担当課長（以下「担当課長」という。）を置く。
- 第2 担当課長の任期は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までとする。
- 第3 担当課長は、第1に定める職務について、企画部長の命を受け事務を処理する。
- 第4 第3に定めるもののほか、企画部長は、担当課長に、第1に定める職務に支障の生じない範囲で、企画部の所掌事務のうち必要と認める事務を処理させることができる。
- 第5 第1から第4までに定めるもののほか、担当課長に関し必要な事項は、企画部長が定める。